

第23期  
第14回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年7月25日(木) 午後15時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修   | 2. 菅原 政敏  | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子  | 5. 高橋 清吉  | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹  | 8. 新野 清   | 9. 欠 席   |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 26号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第 27号	農地転用に係る事業計画変更申請の取下げについて
日程第5	議案第 57号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 58号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第 59号	地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集ご苦勞様でございます。

これより、第14回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。9番 樋口金一郎委員より、欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**橋本事務局長** 議長。

**議 長** 橋本事務局長。

**橋本事務局長** 議事日程を申し上げます。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、5番 高橋清吉委員 7番 児玉匡樹委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第26号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第26号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○  
賃貸人 ○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 畑  
地 積 6 1 4 m<sup>2</sup> 他 2 筆  
契 約 期 間 平成 2 8 年 4 月 2 3 日 ~ 令和 8 年 2 月 2 8 日  
解 約 日 令和 6 年 7 月 4 日  
解 約 の 事 由 相手方の要望  
他 7 件  
報告は、以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第 4 報告第 2 7 号「農地転用に係る事業計画変更申請の取下げについて」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第 2 7 号「農地転用に係る事業計画変更申請の取下げについて」下記の農地について、農地転用に係る事業計画変更申請の取下げ願いがあり、受理されたので報告する。

番号 1

当初事業計画者 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇 〇〇

当初事業計画

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇

地 目 田  
地 積 660㎡ 他2筆  
転用目的 残土置場（一時転用）  
賃貸借権の設置  
許可後～令和6年5月30日

#### 変更後事業計画

##### 土地の表示

所 在 大字○○○○○○○  
地 番 ○○○○  
地 目 田  
地 積 660㎡ 他2筆  
転用目的 残土置場（一時転用）  
賃貸借権の設置  
許可後～令和9年5月30日

変更事由 想定していたよりも工事等で生じた残土が少なく半分しか埋まっていない。当初予定の5月30日までには完了できないため一時転用期間を延長するもの。  
報告は、以上でございます。

#### 議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第57号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第57号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号 1

申請人 譲受人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇  
譲渡人 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇  
地 番 〇〇〇〇  
地 目 田  
地 積 1 5 2 7 m<sup>2</sup>  
契約の種類等 所有権の移転（売買）  
対価（10 a 当り） 総額〇〇〇〇円  
他 2 件  
説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1 番案件及び 2 番案件について、4 番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

**衣袋則子委員** 議長。

**議 長** 衣袋委員。

**衣袋則子委員** 1 番案件について調査のご報告をいたします。

7 月 1 7 日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、管理機 1 台、軽トラック 1 台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が 4 5 年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、2 番案件について調査のご報告をいたします。

7 月 1 7 日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の 2 名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター 1 台、耕運機 2 台、軽トラック

1台を所有しております。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人9年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作して

います。取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれ

はありません。以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦勞様でした。3番案件について、8番 新野清委員よりお願いいたしま

す。  
**新野清委員** 議長。

**議 長** 新野委員。

**新野清委員** 3番案件について調査のご報告をいたします。

7月13日、わたくしと、鈴木茂農地利用最適化推進委員の2名で調査を行

いました。機械の所有状況につきましては、トラクター1台、タイヤショベル1台を所

有しており、今後軽トラック1台をレンタルする予定です。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。新規取得につき遊休農地はございません。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれ

はありません。以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いま

すがご異議ありませんか。  
《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から3番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から3番案件について許可することに決しました。  
日程第6 議案第58号「農地法第5条の規定による許可について」を議題  
といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第58号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、  
農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	畑
地	積	109㎡ 他1筆
契約の種類等		使用貸借権の設定
転用目的		一般住宅 他1件

説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件に  
ついて、事務局よりお願いいたします。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** 1番案件について調査のご報告をいたします。

7月19日、樋口金一郎委員と、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名

で、現地にて聞き取り調査を行っていただきました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。なお、地代につきましては使用貸借であり、借地料は発生しません。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

## **議 長**

ご苦勞様でした。2番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

## **衣袋則子委員 議長。**

## **議 長 衣袋委員。**

**衣袋則子委員** 2番案件について調査のご報告をいたします。

7月17日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断い



たします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第7 議案第59号「地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第59号「地籍調査における登記簿上の地目が農地である土地の地目変更について」白鷹町大字〇〇地内の地籍調査の実施に伴い、登記簿上農地であるが現況が非農地と認められる土地について、農地から非農地に地目変更することに同意を求める。

1. 調査区域 白鷹町大字〇〇地内
2. 調査年度 令和4年度（現地調査）
3. 該当筆数 61筆
4. 詳細 別紙のとおり  
説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議がありませんので採決いたします。本件について、提案のとおり同意することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については提案のとおり同意することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第14回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦  
労様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第14回白鷹町農業委員  
会総会の議事録に署名いたします。

令和6年7月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_